

平成 28 年度 通常総会議案集

日時 平成 28 年 4 月 22 日 (金)

一般社団法人 日本応用地質学会 北海道支部

一般社団法人 日本応用地質学会 北海道支部
平成28年度 通常総会 議事次第

日 時：平成28年4月22日（金） 13：30～14：10

会 場：北海道大学学術交流会館 第一会議室

次 第

1. 開 会

2. 支部長挨拶

3. 議 事

第1号議案 平成27年度 事業報告

第2号議案 平成27年度 収支決算報告

第3号議案 平成27年度 会計監査報告

第4号議案 平成28年度 事業計画（案）

第5号議案 平成28年度 収支予算（案）

第6号議案 役員選任

4. 閉 会

第1号議案 平成27年度 事業報告

(1) 通常総会・特別講演・特別報告会

- ・日 時：平成27年4月17日（金）
 - ・場 所：北海道大学学術交流会館
 - ・特別報告：広島土砂災害調査団報告
講演者：田近 淳（(株)ドーコン）
 - ・特別報告：ダム基礎岩盤等に起因した災害—海外の事例
講演者：脇坂 安彦（(前)独立行政法人 土木研究所）
 - ・特別報告：地すべり・斜面における物理探査の適用例
講演者：三木 茂（基礎地盤コンサルタンツ(株)）
- ・出席者20名、委任状41名（定足数124名/5=24名）、特別講演参加者100名、意見交換会62名

(2) 研究発表会

- ・日 時：平成27年6月19日（金）
- ・場 所：(独) 土木研究所寒地土木研究所1階講堂
- ・発表件数8件、出席者57名、意見交換会30名
- ・優秀発表者表彰：応用地質(株) 小西千里さん

(3) 現地見学会

- ・日 時：平成27年6月26日（金）
- ・場 所：2014年支笏湖周辺豪雨災害、苔の洞門を巡る
- ・参加者15名（意見交換会14名）+案内者3名（山 真典（(株)ドーコン）、若松 幹男（苔の洞門研究会）、関根 達夫（苔の洞門研究会）+幹事3名で実施

(4) 技術講習会

- ・日 時：平成28年1月22日（金）
- ・場 所：かでの2.7
- ・内 容：「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取り扱い・保管要領(案)・同解説、平成27年6月、JACIC、全地連」に関する講習
講師：原 弘 氏(日本応用地質学会、ボーリング柱状図標準化小委員会)
「KuniJiban (国立研究開発法人 土木研究所)」
講師：倉橋 稔幸 氏(国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所)
「データマップ：GRIP(北海道 地質由来有害物質情報システム)」
講師：野呂田 晋 氏(地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 地質研究所)
「北海道の地すべり地形 (道立総合研究機構 環境地質研究本部 地質研究所)」
講師：田近 淳 氏(株式会社 ドーコン)
- ・参加者：53名（意見交換会：16名）
- ・共 催：北海道地質調査業協会

(5) 北海道支部 50 周年記念

- ・日 時：平成 27 年 10 月 2 日（金）
- ・場 所：ホテルモントレ札幌
- ・特別講演：変動帯の応用地質学—日本とヒマラヤ
- ・講演者：長谷川 修一（日本応用地質学会会長 香川大学工学部 教授）

- ・特別講演：北海道の火山地質研究：これまでの成果と今後の課題
- ・講演者：中川 光弘（北海道大学大学院理学研究院 教授）
- ・参加者：特別講演 89 名 祝賀会 62 名

(5) 刊行物

会 報：EPOCH 第 71 号 平成 27 年 9 月、第 72 号 平成 28 年 3 月発行

(6) 役員会

- ・第 1 回：4 月 17 日開催 出席者 5 名（6 名中）
- ・第 2 回：5 月 21 日開催 出席者 4 名
- ・第 3 回：6 月 19 日開催 出席者 5 名
- ・第 4 回：8 月 3 日開催 出席者 6 名
- ・第 5 回：9 月 11 日開催 出席者 4 名
- ・第 6 回：11 月 6 日開催 出席者 3 名
- ・第 7 回：12 月 4 日開催 出席者 5 名
- ・第 8 回：1 月 22 日開催 出席者 3 名
- ・第 9 回：3 月 4 日開催 出席者 3 名

(7) 会員数

- ・124 名（平成 28 年 4 月 1 日現在）
- ・133 名（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- ・137 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）
- ・138 名（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ・140 名（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ・149 名（平成 23 年 4 月 1 日現在）
- ・154 名（平成 22 年 4 月 1 日現在）
- ・154 名（平成 21 年 4 月 1 日現在）
- ・157 名（平成 20 年 4 月 1 日現在）
- ・167 名（平成 19 年 4 月 1 日現在）

(8) 50 周年記念行事に向けた準備

平成 27 年度で支部が設立されて 50 年目を迎えるため、記念式典等の計画、準備等を行った。役員会の後に引き続き、実行委員会を開催した。実行委員会のメンバーは、役員会と同様である。会議の開催回数は 5 回になる。

第2号議案 平成27年度 収支決算報告

平成27年度 日本応用地質学会北海道支部 収支決算書

収入の部

勘定科目			予算	決算	取扱要領
大科目	中科目	小科目			
事業活動収入					
	会費収入				
		賛助会員受取会費	255,000	265,000	28社52口×5,000円
	事業収入				
		学術集会事業収益	271,500	283,600	総会意見交換会、研究発表会意見交換会
		会誌等頒布収益	2,000	0	
	受取助成金				
		本部交付金	220,000	220,000	
		研究会負担金	110,000	110,000	総会30,000円、研究発表会80,000円
	雑収入				
		受取利息	0	12	
		雑収入	0	0	
当期収入計(A)			858,500	878,612	

支出の部

勘定科目			予算	決算	取扱要領
大科目	中科目	小科目			
事業費支出					
	総会・特別講演・特別報告会		341,400	253,431	
	研究発表会		48,000	49,100	
	現地見学会		0	20,000	研究会への負担金
	技術講習会		0	10,000	研究会への負担金
	意見交換会		241,000	253,808	総会意見交換会、研究発表会意見交換会
	旅費交通費		0	0	
	通信運搬費		47,200	59,772	封書印刷、郵送料、振込手数料、運搬費
	消耗品費		1,500	0	
	印刷製本費		150,000	222,048	会報印刷、会報編集、振込用紙印刷
	会議費		28,900	18,870	
	雑費		0		
当期支出計(B)			858,000	887,029	
合計(A-B=C)			500	-8,417	

前期繰越金(D)	263,208	263,208	H26決算報告より
当期余剰金(C)	500	-8,417	
次期繰越金(C+D=E)	263,708	254,791	

平成27年度
日本応用地質学会北海道支部
会計監査報告書

平成28年4月18日に、平成27年度の会計監査を実施しました結果、
帳簿書類は整然と整理されており、適法かつ正確なものと認めます。

日本応用地質学会北海道支部 会計監事

宮永 悟

渡部 靖



第4号議案 平成28年度 事業計画（案）

(1) 通常総会・特別講演・特別報告会

- ・日 時：平成28年4月22日（金）
- ・場 所：北海道大学学术交流会館
- ・特別講演：むかわ町穂別の化石と恐竜化石の発掘
- ・講 演 者：西村 智弘（穂別博物館 学芸員）

- ・特別講演：むかわ町穂別で発見されたハドロサウルス科
- ・講 演 者：小林 快次（北海道大学総合博物館 准教授）

(2) 研究発表会

- ・日 時：平成28年6月17日（金）
- ・場 所：(独) 土木研究所寒地土木研究所1階講堂

(3) 現地見学会

- ・日 時：平成28年6月中旬～9月上旬を予定
- ・場 所：未定

(4) 技術講習会

- ・日 時：平成29年1月中旬を予定
- ・場 所：未定

(6) 刊行物

- ・会 報：EPOCH 第73号、第74号の発行
- ・土木地質図の発行（7月発行予定）

(7) その他

- ・今年度から、公益社団法人 物理探査学会との技術交流を行う。研究発表会、現地見学会、技術講習会等での共催を計画している。
- ・総会を除く各行事は、北海道応用地質研究会と共催で行う。
- ・現地見学会、技術講習会は他学協会（地質調査業協会、地すべり学会等）と共催することも検討する。
- ・研究発表会においては優秀発表者表彰を行う。
- ・セミナー・シンポジウム・講演会など会員に有益なものについては積極的に後援する。
- ・メーリングリストの整備を進め、会員サービスの向上を図る（研究発表会、現地見学会の案内についてはメーリングリストのみで実施（未登録者へは資料送付））。

第5号議案 平成28年度 収支予算(案)

平成28年度 日本応用地質学会北海道支部 収支予算書

収入の部

勘定科目			予算	取扱要領
大科目	中科目	小科目		
事業活動収入				
	会費収入			
		賛助会員受取会費	260,000	28社52口×5,000円
	事業収入			
		学術集会事業収益	185,000	総会意見交換会、研究発表会意見交換会
		会誌等頒布収益	4,000	
	受取助成金			
		本部交付金	220,000	
		研究会負担金	50,000	総会30,000円、研究発表会20,000円
	雑収入			
		受取利息		
当期収入計(A)			719,000	

支出の部

勘定科目			予算	取扱要領
大科目	中科目	小科目		
事業費支出				
	総会・特別講演・特別報告会		146,000	
	研究発表会		40,000	
	現地見学会		10,000	研究会への負担
	技術講習会		10,000	研究会への負担
	意見交換会		215,000	総会意見交換会、研究発表会意見交換会
	旅費交通費		0	
	通信運搬費		60,000	封書印刷、郵送料、振込手数料、運搬費
	消耗品費		3,000	
	印刷製本費		220,000	会報印刷、会報編集、振込用紙印刷
	会議費		15,000	
	雑費			
当期支出計(B)			719,000	
合計(A-B=C)			0	

前期繰越金(D)	254,791	H27決算報告より
当期余剰金(C)	0	
次期繰越金(C+D=E)	254,791	

平成 28 年度 日本応用地質学会北海道支部 特別会計収支予算書（土地地質図）

支出

支払先	費目・項目	金額	備考
北海道地図	DVDプレス代(見積りあり)	720,000	
北海道地図	地図代ライセンス	800,000	
編集作業外注費	編集料	250,000	
学会支部	販売手数料	80,000	全国配送費1部250円程度
最低必要経費小計		1,850,000	
学会支部	近隣支部普及宣伝費等	200,000	180部達成目処に説明販売会を予定
加藤委員会以降継続の委員13名	編集・原稿料、謝礼金	550,000	売り上げに応じて段階的に変動
旧委員会委員8名	謝礼金	80,000	目標300部達成目処時に支払い
小計		830,000	
支出合計		2,680,000	

収入

販売収入	10,000円×300部	3,000,000	会員頒布価格
収支		320,000	

第 6 号議案 役員選任

支部運営規程第 7 条により、支部役員を選任します。

- 一 支部長：1 名
- 二 副支部長：若干名
- 三 幹事：若干名
- 四 会計監事：若干名

支部運営規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 当支部は、一般社団法人日本応用地質学会北海道支部（以下「支部」という）と称する。

(構成)

第2条 支部は、規則第97条に定める北海道支部の範囲の会員をもって組織する。

(目的)

第3条 支部は、当該支部の範囲における応用地質学に関する調査・研究の推進と技術の進歩普及、及び支部会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 講演会、研究発表会、見学会等の開催
- 二 会長から委嘱された事業
- 三 支部活動の広報
- 四 本部及び各支部との連絡と情報の交換を図ること。
- 五 関連学協会との連絡及び協力
- 六 その他、必要と認めた事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 支部会員は北海道支部の範囲に居住又は勤務先を有する一般社団法人日本応用地質学会の会員（正会員、学生会員、名誉会員）とする。なお、支部会員は複数の支部に属することはできない。

②支部には、前項の会員の他に支部の目的に賛同し、支部の事業を援助するための支部賛助会員を設けることができる。

(会員の入退会)

第6条 第5条第①項の支部会員は、一般社団法人日本応用地質学会への入会をもって会員とし、退会したときに支部も退会とする。

②支部会員は、転居又は異動により当該支部の範囲に居住又は勤務しなくなったときは、所属支部を当該支部から新たな居住又は勤務先の支部に変更する。

③賛助会員を設けた場合の賛助会員の入会及び退会の承認は支部役員会にて行う。

第3章 支部役員

(支部役員)

第7条 支部に規則第99条により、次の支部役員をおく。

- 一 支部長：1名
- 二 副支部長：若干名
- 三 幹事：若干名
- 四 会計監事：若干名

②前項の役員その他、必要により代表幹事1名をおくことができる。

(支部役員を選任及び委嘱)

第8条 規則第100条に定める支部役員を選任及び委嘱は、次項のとおりとする。

②支部役員は支部総会において支部会員のうち一般社団法人日本応用地質学会の正会員の中から選任し、支部長が委嘱する。

③会計監事は他の役員を兼ねることはできない。

(支部役員解任)

第9条 支部役員はいつでも支部総会の決議によって解任することができる。

(支部役員職務)

第10条 支部長は支部を代表し、支部総会及び役員会の議長となるほか、支部に関する会務を統括する。

②副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

③幹事は支部長を補佐し、支部会務を執行する。

④会計監事は支部の会計を監査する。また役員会に出席して、その職務について意見を述べることができる。

⑤代表幹事を第7条第②項により設置した場合には、代表幹事は役員会の代表として支部長を補佐し、支部会務を代表して執行する。

(支部役員任期)

第11条 支部役員任期は2年とし、選任されたその支部総会から翌々年の定時支部総会までとする。ただし、再任を妨げない。

②支部役員に欠損が生じ、支部長が補充の必要を認めるときは、支部長は支部役員会の承認を受けて補充する。

③補充された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

④支部役員は任期満了後も後任者の就任が決まるまでは引き続きその任務を行う。

⑤支部役員は、所属支部を変えたとき直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければならない。

(報酬)

第12条 支部役員は無給とする。

第4章 会 議

(会議)

第13条 支部の会議は支部総会及び支部役員会とし、支部総会は定時支部総会及び臨時支部総会とする。

②定時支部総会は毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

③臨時支部総会は支部長が必要と認めるときに開催する。

④支部役員会は支部長が必要と認めるときに開催する。

(支部総会)

第14条 支部総会は、本規程に定めるもののほか、次の事項を決議する。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 その他、支部の運営に関する事項

(支部総会決議)

第 15 条 支部総会は、支部会員のうち一般社団法人日本応用地質学会の正会員をもって構成し、正会員の 5 分の 1 以上の出席を要する。ただし、委任状も含む。

②支部総会の決議は、出席会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(支部役員会)

第 16 条 支部役員会は、本規定に定めるものの他、次の事項を決議する。

- 一 支部総会に付議すべき事項
- 二 支部総会の決議した事項の執行に関する事項
- 三 その他、支部総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(支部役員会の構成及び決議)

第 17 条 支部役員会は、支部長、副支部長、幹事及び代表幹事を設けた場合には代表幹事並びに必要なに応じて会計監事をもって構成し、構成員の過半数の出席を要する。

②役員会の決議は第 15 条に準ずる。

(支部委員会)

第 18 条 支部は業務の円滑を図るため、支部委員会等を設置することができる。

②支部委員会等に関する事項は、支部役員会が定める。

第 5 章 支部顧問

(支部顧問)

第 19 条 支部は、必要に応じて支部顧問を若干名おくことができる。

②支部顧問は、役員会で選任し、支部長が委嘱する。

③支部顧問は、支部の運営に関する重要事項について支部長の諮問に応じる。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 20 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 21 条 支部の経費は、規則第 101 条第①項により、本部交付金、協賛金、行事参加費、その他の収入をもって支弁する。

(支部の事業報告及び決算)

第 22 条 支部長は、毎事業年度の終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、会計監事による監査を受け、支部総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第 23 条 会計監事は、会計監査をし、その結果を支部総会に報告しなければならない。

(支部の事業計画及び予算)

第 24 条 支部長は、毎事業年度に事業計画書及び収支予算書を作成し、支部総会の承認を得なければならない。

(支部事業の報告)

第 25 条 支部長は、規則第 103 条第①項により、毎事業年度の事業計画及び収支予算を毎事業年度開始日の前日までに会長に報告しなければならない。

- ②支部長は、規則第103条第①項により、毎事業年度の事業報告及び収支決算を毎事業年度終了後、会長に報告しなければならない。
- ③支部長又はその他の支部役員は、規則第103条第②項により、支部の活動報告等を理事会や総務委員会等を通じて定期的に報告することとする。

第7章 支部事務局

(事務局)

第26条 支部の事務処理のため支部事務局を置く。

- ②支部事務局に関する事項は支部役員会で定める。

第8章 雑 則

(支部内規)

第27条 支部長は、会務の運営上必要な事項に関する支部内規を作成することができる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 本規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

- ②本規程の変更及び廃止は、支部総会の決議を経て、かつ理事会の承認を得なければならない。
- ③本規程に関する軽微な修正は理事会の承認によるものとし、支部総会の決議を必要としない。